

時 期	その他
区 分	啓発・学習
分 野	防災教育
検 証 項 目	生涯学習における防災教育

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、消防組織法、地方財政法、消防施設強化促進法、災害救助法
執 行 主 体	国、県、市町
財 源	消防関係：消防防災施設整備費補助金、消防防災設備整備費補助金、市町村消防施設整備費補助金、市町村消防設備整備費補助金、地方債、地方交付税措置 災害救助対策事業：国庫補助 1 / 2
概 要	災害による被害を軽減するためには、災害に強い地域・都市づくり、適切な自然環境の保全・管理、制度的枠組みの整備のみならず、それを支える人材の育成が非常に重要であり、地方公共団体の幹部や防災担当職員、消防職員、消防団、自主防災組織やボランティア、NPO、地域住民など、様々な主体を対象とした防災教育を体系的に推進していく必要がある。 阪神・淡路大震災以降、地方公共団体の幹部や防災担当職員、消防職員、消防団、自主防災組織や地域住民等に対する防災教育に関する検討が進められ、そのような検討を踏まえた研修や講座等の開催やインターネットを活用した学習プログラムなど、様々な取り組みがなされているところである。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災に対してとった措置 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照) 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)
県	阪神・淡路大震災に対してとった措置 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照) 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)
市 町	阪神・淡路大震災に対してとった措置 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照) 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)
そ の 他	阪神・淡路大震災に対してとった措置 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照) 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照)
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 防災基本計画 ・防災基本計画において、防災知識の普及を図るために、国、公共機関及び地方公共団体等は、住民に対し、災害の危険性を周知させるとともに、防災知識の普及、啓蒙を図っている。また、地方公共団体は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、防災知識の普及、啓蒙に努めること、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めること、などを定めている。[『防災基本計画』中央防災会議] 中央防災会議「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の設置 ・平成13年6月28日の中央防災会議において、「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の

設置が決定された。平成13年9月17日に第1回目の専門調査会を開催、審議を重ね、平成14年7月に「今後の地震対策のあり方について 報告」を取りまとめた。この中で、防災教育の推進として、個人の災害対応能力向上のため、防災教育や人材育成を総合的に推進し、国民や地域の防災対応能力の向上を図るとともに、専門家によるサポート体制を構築することを提言している。
[『今後の地震対策のあり方について報告』中央防災会議今後の地震対策のあり方に関する専門調査会]

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」の設置

- 中央防災会議の議決に基づき、平成13年10月11日に中央防災会議防災基本計画専門調査会が設置され、防災に関する基本的な検討課題及び防災基本計画の必要な見直しを審議し、平成14年7月には「防災体制の強化に関する提言」を取りまとめた。提言の1つに「防災・危機管理に関する人材の育成」を挙げ、(1)防災・危機管理担当職員の人材育成、(2)防災・危機管理に関する住民等の人材育成、(3)防災・危機管理に関する人材の活用、(4)防災教育の推進、について具体的な施策を展開すべきとの提言がなされた。[『防災体制の強化に関する提言』中央防災会議防災基本計画専門調査会]

中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」の設置

- 平成14年7月4日開催の中央防災会議において、防災に関する人材の育成・活用専門調査会の設置が了承され、(1)国、地方公共団体を通じた防災の専門的知識を有する人材の育成策、(2)自主防災組織、災害ボランティア等による防災活動のリーダーとなる人材の育成策、(3)大規模災害発生時等において、人材を組織的に活用する方策等、人材の育成・活用のあり方について検討を進めてきた。
- 同専門調査会は、平成15年5月に「防災に関する人材の育成・活用について 報告」として、防災に関する人材育成・活用と連動して推進すべき基本的事項、防災担当職員、地域の防災リーダーやボランティア組織・NPO等のリーダー、学校教育、研究機関・高等教育機関それぞれにおける人材育成・活用に係る基本的考え方及び方策についての検討結果を取りまとめた。
- 併せて、国、地方公共団体において、防災担当職員を対象とした研修がより体系的に充実して実施されるよう、防災担当職員が一般的に修得すべき知識・能力について「標準的な研修プログラム」としてとりまとめた。

[『防災に関する人材の育成・活用について報告』中央防災会議防災に関する人材の育成・活用専門調査会]

【内閣府】

防災担当職員合同研修の開催

- 内閣府においては、中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」報告において、防災担当職員を対象とした「標準的な研修プログラム」が策定されたほか、防災担当職員の人材育成として研修の実施等による人材育成策の充実を図る必要が指摘されたことを受け、平成15年度から国の防災担当職員を対象とした合同研修を実施することとした。
- 平成15年度においては、人と防災未来センター等と連携して、11月12日から14日までの3日間にわたり、映像記録をもとにワークショップや政府本部での調整が求められる活動に関する講義、防災関係施設の視察を導入した研修を開催した。

防災週間、防災とボランティア週間等各種行事を通じての普及・啓発

- 昭和57年5月11日の閣議了解で「防災の日」(9月1日)及び「防災週間」(8月30日～9月5日)を定め、毎年、各種行事や広報活動等を実施している。[『平成15年版防災白書』内閣府,p49-50]
- また、平成7年12月15日の閣議了解で「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)を定め、毎年この期間を中心に各種行事や広報活動等を実施している。[『平成15年版防災白書』内閣府,p50]

(上記の他、「全国火災予防運動」、「水防月間」、「山地災害防止キャンペーン」、「土砂災害防止月間」、「がけ崩れ防災週間」、「危険物安全週間」、「道路防災週間」、「建築物防災週間」、「救急医療週間」、「雪崩防災週間」等において、シンポジウム、講演会、講習会等が実施されている。)

【消防庁】

消防庁防災業務計画

- ・消防庁は、防災業務計画において、消防庁職員及び地方公共団体職員に対する防災教育を行うことを定めている。地方公共団体の職員等に対する防災教育としては、都道府県防災関係職員及び市町村防災関係職員に対する防災教育、消防大学校及び消防学校における教育訓練、地方公共団体の一般職員に対する防災教育、e-カレッジによる防災教育、を推進することとしている。[『消防庁防災業務計画』消防庁]

防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会の設置

- ・消防庁においては、地方公共団体の首長等幹部職員や消防防災担当職員、消防団員を対象にした実践的な教育のあり方や地域の防災リーダー・住民を対象にした防災教育のあり方など、防災・危機管理に関する総合的な教育のあり方、その手法等について、e-ラーニングの活用も視野に含め調査検討を行うため、平成14年8月5日に防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会を設置し、検討を進めてきた。同懇談会は、平成15年3月に「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書」を取りまとめ、防災・危機管理教育のあり方や関係機関が防災・危機管理教育に関して果たすべき役割、防災・危機管理教育へのe-ラーニングの活用について検討・提言を行った。[『防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書』防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会]

航空消防防災及び緊急消防援助講習会の実施

- ・消防庁においては、消防・防災ヘリコプターの構成員に対する航空消防防災講習会及び緊急消防援助隊の都道府県隊長等に対する緊急消防援助講習会を行っている。[『平成15年版防災白書』内閣府,p221]

消防大学校における防災教育

- ・消防大学校においては、地震等の大規模災害発災時に必要とされる緊急災害対策活動を有効に展開できるようにするために、危機管理セミナーを二種類（地方公共団体の長等を対象とするトップマネジメントコースと防災担当課長や消防本部の課長等を対象とする防災実務管理者コース）を開催している。他にも自主防災組織のリーダーを対象とした講習会や、自主防災組織を指導する自治体職員を対象とした講習会等を実施している。
- ・消防大学校においては、消防職員、都道府県・市町村の防災担当職員を対象に、大規模災害発生直後の対策活動とそれに必要な事前準備について修得することを目的に、「危機管理講習会」が開催されている。

[『防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書』総務省消防庁,p9]

都道府県消防学校における防災教育

- ・都道府県消防学校において、消防職員・消防団員等を対象とした教育訓練が実施されている。[『防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書』総務省消防庁,p11]

防災・危機管理 e-カレッジの開設

- ・消防庁においては、地方公共団体の防災担当職員、消防職員・消防団員、自主防災組織等の防災リーダーや地域住民の防災力の強化を図るため、平成16年2月20日より、インターネット上で防災・危機管理に関する学習を行うことができる、防災・危機管理 e-カレッジを開設した。
- ・防災・危機管理 e-カレッジでは、コース毎のテストを受け一定レベルに達した人には、各コース修了書を発行している。

[防災・危機管理 e-カレッジ <http://www.e-college.fdma.go.jp/>]

防災まちづくり大賞の創設

- ・消防庁では、地域コミュニティの取り組みや連携を促進するため、平成8年度から「防災まちづくり大賞」を創設し、地域コミュニティ等における防災に関する様々な取り組み、工夫・アイデアのうち、独創的で防災力の向上に貢献する特に優れたものを表彰し、全国に紹介している。

[『平成15年版消防白書』消防庁,p218]

【総務省】

自治大学校における防災教育

- ・自治大学校においては、地方公共団体の職員を対象にした全寮制の研修コースを設けており、そ

	<p>の中で、危機管理論や災害に強い地域づくりに関するカリキュラムが組まれている。[『防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書』総務省消防庁,p15]</p> <p>市町村職員中央研修所における防災教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村職員中央研修所においては、災害発生時の対応、自治体の危機管理等に関する講義・演習を設け、災害に強い地域づくりの推進に必要な課題処理能力を養成している。[『防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書』総務省消防庁] <p>【防衛庁】</p> <p>災害派遣のパンフレットの作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸上自衛隊中部方面総監部は、平成11年9月に、大災害が発生した際の部隊派遣の仕組みなどを冊子(「中部方面隊災害派遣計画の概要」としてとりまとめ、管内の2府19県の自治体や警察等に配布した。[『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p583] <p>【国土交通省】</p> <p>国土交通大学校においては、国土行政を担当する国、地方公共団体、公団等の職員を対象として防災・災害に関する知識・技術についての講義を実施している。[『平成15年版防災白書』内閣府,p221]</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>都道府県の災害救助対策事業等に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省においては、都道府県が行う市町村災害救助法担当職員に対する研修等の災害救助対策事業に要する経費について補助を行っている。また、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行っている。[『平成15年版防災白書』内閣府,p221] <p>災害医療従事者等に対する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立病院機構に整備している災害医療ネットワークを活用した防災訓練や医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施している。また、化学災害発生時における救急医療に関する専門知識及び技術の向上目的として、救急救命センターや災害拠点病院の医師等医療従事者を対象とした研修を実施している。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>都道府県における講習会・研修会等の実施状況は、平成13年度に44都道府県で計178回開催された。[『防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書』総務省消防庁より整理]</p> <p>防災まちづくり大賞の応募累計は746件である。[『平成15年版消防白書』消防庁,p218]</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地域防災計画において、関係職員等に対する防災教育を推進するとともに、県民に対する防災意識の普及及び高揚を図ることとしている。また、県は、県及び市町等の災害対策要員を対象に、「ひょうご防災カレッジ(行政職員向専門講座)」の研修を実施する等、災害対策要員の専門性の向上を図ることと、市町等は、研修会の開催や防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努めること、などを定めている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>「ひょうご防災カレッジ」の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 県・市町防災担当職員及び防災関係機関担当職員の専門性の向上を図るため、学識経験者及び実務者による講義や災害想定の上訓練等を内容とする研修を実施している。[『防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書』総務省消防庁,p12] <p>人と防災未来センターにおける「災害対策専門研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と防災未来センター(平成14年4月開設)では、地方公共団体、政府関係機関、ライフライン関係企業の職員等を対象とした研修を平成14年9月から実施している。[『防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書』総務省消防庁,p15-16]

	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【神戸市】</p> <p>神戸市は、地域防災計画防災事業計画（安全都市づくり推進計画）において、学校教育や市民講座を通じて学習機会の充実、情報の提供などにより、協働による安全で安心なまちづくりの推進のための環境づくりを進めること、などを定めている。また、地域防災計画に、市・区社会福祉協議会が主体となってボランティア教育を推進することを定めている。[『神戸市地域防災計画防災事業計画（安全都市づくり推進計画）』神戸市]</p> <p>「こうべまちづくり学校」の開設</p> <p>安全・安心で、市民が主役のまちづくりを進めるために、よりわかりやすく、総合的に“協働と参画のまちづくり”について学び、考える場を目指して、平成14年度に開校した。身近なまちづくりに対する関心を高め、今後のまちづくりを担う人材の育成を図ることを目標としている。</p> <p>市民安全まちづくり大学の創設（～H13度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、神戸大学都市安全研究センターと連携し、市民や事業所が防災に関する知識を習得できる「市民安全まちづくり大学」を平成9年度に創設した。[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p607] <p>市民防災リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災福祉コミュニティ等の地域の防災組織が、災害時に迅速・的確に行動できるように育成することを目的に、シミュレーション訓練を実施している。[『阪神・淡路大震災復興誌第2巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p548]
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地方公共団体における防災教育の取組例としては以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県「防災要員研修」：災害応急対応にあたる県、市町村の職員（防災要員）に対し、防災に関する専門知識と災害時の対応能力の修得を目的として実施される教育訓練。年間を通じて習熟度に応じた研修が各種訓練と体系付けて実施。 静岡県「大規模図上訓練」：医療救護、緊急輸送路の確保、緊急物資対策、通信及び航空消防などの主要な項目ごとに関係機関の連携等実働を伴う実践的な訓練とその集大成として全県統一で大規模図上訓練を実施。 鳥取県「図上訓練」：県本部の震災対応能力の向上を目的として、発災時期が冬季、積雪時の早朝という悪条件下における、発災直後の状況不明・混乱期という設定のもとでの図上訓練を実施。 茨城県「茨城防災大学」：「防災」について総合的・体系的に学ぶ機会を提供し、自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材を養成。 愛知県「あいち防災カレッジ」：県民の防災意識、災害対応力の向上を図り、市町村、自主防災組織が主体となった地域ぐるみの防災体制を整備するため、災害に対する正しい知識や防災活動の技術等に関する教育訓練を実施。閉講式時に称号「あいち防災リーダー」とともに、修了証を授与。（以上『防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書』（平成15年3月、総務省消防庁）より抜粋整理） <p>NHK放送研修センターでは、国の防災機関、都道府県の広報担当者、市町村の広報・災害対策担当者を対象に「災害時の広報・危機管理研修」を実施している。NHKに災害時の情報を提供する国の防災機関や自治体の担当職員に対するガイダンスを行うことを狙いとしている。</p>
	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>「防災に関する人材の育成・活用について 報告」（平成15年5月、中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」）において、防災教育推進のための共通課題として以下の点を整理している。</p> <p>防災に関する人材の育成のための手法の開発</p> <p>我が国は世界有数の災害発生国ではあるけれども、組織や個人レベルでは大規模な災害にはきわめて稀にしか直面せず、実際</p>	

に災害対策を具体的に経験する機会が少ないため、実際の災害発生時になるべく近い疑似体験を経験することができる実践的な訓練等を行うことが重要である。しかし、現状においては、実践的・効果的な研修や訓練の手法が十分に開発されているとは言い難い。求められるイマジネーション能力や状況理解能力、判断行動能力等を養うための手法としては、状況付与型・状況予測型の図上訓練等が開発され、一部の防災機関においては実際に研修、訓練の一環として取り入れられているところであるが、今後、防災関係機関、研究機関等が密接な連携を図りつつ、実践的・効果的かつ取り組みやすい手法の開発・普及を一層推進する必要がある。また、研修や訓練を真に効果的なものとするためには、企画から実施後の評価までに至る一連のプロセスにより継続的に改善が図られる仕組みを導入する必要がある。

防災に関する人材育成に係る情報の共有

防災関係機関それぞれにおいて実施されている防災に関する人材の育成について、行われている研修の内容等、人材育成に関する情報についての共有はほとんど行われていないのが現状である。例えば、地方公共団体においても、図上訓練等の実践的な訓練の必要性は感じていても、手法が分からないため取り組んでいない団体も少なくない。そこで、防災に関する人材育成の手法の開発とあわせ、そのような人材育成の手法や研修の講師等、人材育成を行うために必要な情報について、関係機関において情報の共有化を行う必要がある。

「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会報告書」（平成15年3月、防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会）において、防災・危機管理教育の課題を以下のように整理している。（以下要約）

ア 地方公共団体の首長等幹部職員に対する防災・危機管理教育の課題

- ・首長等幹部職員が自らの果たすべき役割や責務を認識し、意識を高める機会となる防災・危機管理に関する研修の場が必要と考えられる。首長等幹部職員が、防災・危機管理は住民の生命・身体・財産の保護を預かる地方公共団体において最重要課題の一つであることを認識し、リーダーに必要な防災・危機管理能力の強化を図るための研修の充実が必要と考えられる。

イ 地方公共団体の防災担当職員・消防職団員に対する防災・危機管理教育の課題

- ・高度に都市化した社会において災害に対する脆弱性が高まる中、自然災害のみならず、原子力災害等の事故災害、テロ、不審船等の緊急事態等についても適切な対応を迅速に行うためには、それら幅広い分野における高度で専門的な知識の修得、過去の災害における教訓等の十分な認識が不可欠であり、そのような知識を体系的に修得する機会を拡充することが必要である。
- ・大規模災害発生時に迅速かつ確かな対応を行うためには、被災状況や行うべき役割、活動を具体的にイメージして行う訓練が必要であり、図上訓練等の実践的な教育・訓練に関する取り組みを強化する必要がある。
- ・防災・危機管理に関する体系的な知識修得の機会を増大させる手法として、e-ラーニング等の遠隔教育についても検討する必要がある。
- ・消防団員に対する教育についてはその機会を増やす方策について、例えばインターネットを利用したe-ラーニング等の遠隔教育による在宅学習方式の導入など、新しい方法の導入等について検討する必要がある。

ウ 地域の防災リーダー・災害ボランティア、住民に対する防災・危機管理教育の課題

- ・様々な機関における教育・訓練機会の拡充、e-ラーニング等の遠隔教育手法の活用などにより、多くの住民が防災・危機管理教育を受けることができる仕組みづくりとその情報の提供を進める必要がある。
- ・研修・訓練の場が、参加した個人の能力の向上のみならず、参加者同士の連携、行政と地域の連携をもたらしものとしても機能する必要がある。

エ 企業における防災・危機管理教育の課題

- ・企業内の防災力を大きく左右する企業トップの意識と姿勢の向上が必要と考えられ、トップ等幹部職員が自らの果たすべき役割や責務を認識し、意識を高める機会となる防災・危機管理に関する研修の場が必要と考えられる。
- ・防災・危機管理実務責任者に必要な知識等の修得が可能な研修の機会や、社員の災害等への対応力を高めるための研修・訓練の機会についても充実する必要があると考えられる。
- ・地域社会の一員として企業のもつ人的・物的資源による地域との連携が期待されることから、そのような観点を含む防災・危機管理教育の実施が必要と考えられる。

課題の整理

防災教育の教材開発

学校・家庭・地域・関係機関との連携

人材活用

高齢者、障害者、子ども、外国人等への配慮

今後の考え方など

○社会教育施設が中核となり様々な施設と連携し、高齢者、障害者、子ども、外国人等を対象に防災教育を含む地域課題解決に向けた事業を支援し、全国的な普及啓発を図ることとしている。（文部科学省）

○現在、PTAが学校や地域社会と連携し、危険箇所のハザードマップ等を作成するなど、子どもたちを災害から守る取組を行っているところである。今後は、学校・家庭・地域・関係機関との連携により成果をあげている事例などを収集し、啓発に努めることが重要である。（文部科学省）

今後のまちづくりの人材の育成をこうべまちづくり学校の開催を通して引き続きおこなっていく。(神戸市)
生涯学習の場においても、震災の経験を踏まえた防災教育の普及・啓発を推進していく。(尼崎市)